

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答) (一部再差し替え)

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

1. 今回申請された変更について

(1) 報告者数の変更

(論点)

- a 製造業事業所調査の調査対象事業所数については、各年においてどの統計調査のデータを用いて算出しているのか。令和4年調査時点以降、調査対象事業所数が大きく変動しているが、その要因として何が考えられるか。
- b 調査対象事業所数の変動により、特定の集計事項においてデータの不足等による結果精度の低下が生じている分類はないか。
- c (bの課題が生じている場合) 調査対象事業所数を安定化させる観点から、現行の報告者の選定方法(売上高上位の企業から累積し売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所)を見直す余地はないか。

(回答)

- a 事業所母集団データベースから、製造業を営む事業所を抽出し、出荷額等(売上高)について、産業大・中・小・細分類別に、上位9割を占める事業所を調査対象事業所として選定している。前回の令和3年3月に諮問した際には、平成28年経済センサス-活動調査の個票データを利用し、上位9割を抽出したところ、約12万2千事業所対象となる想定をしていたが、令和4年調査の実施時に、直近の事業所母集団データベースから抽出した調査対象事業所は約10万事業所であった。調査対象事業所の変動については、上位9割を占める上位の事業所の出荷額等(売上高)の構成比が大きくなったことによるものと考えている。ちなみに、推計事業所である1割層を含めた最終的な集計事業所数は、2022~2024年調査の3カ年において、約22万事業所と大きな変動はしていないことから、全体の事業所数が減っているといったことは発生していない。
- b 事業所母集団データベースから、製造業を営む事業所を抽出し、産業大・中・小・細分類別に出荷額等(売上高)の上位9割を占める事業所を調査対象事業所として選定していることから、結果精度が低下する分類はない。
- c 事業所母集団データベースから、製造業を営む事業所を抽出し、出荷額等(売上高)について、産業大・中・小・細分類別に、上位9割を占める事業所を調査対象事業所として選定しており、記入者負担軽減を図りつつ、結果精度の確保は十分に図れているものと思料。現状では見直す必要はないと考えている。

(2) 調査事項の変更

ア 調査事項の見直し（調査票A）

(論点)

a 今回、費用項目に追加される「減価償却費」について、報告者の負担は大きくなるか。活動調査では支障なく回答を得られているか確認しているか。

(回答)

「減価償却費」は一般に損益計算書から転記可能であることから、報告者負担は大きくないと考えている。また、経済センサス - 活動調査においても十分に回答を得られている。

(論点)

b 「企業全体の商品売上原価」については、SNAの利活用で主業分のみ推計に用いていることから、「卸売業、小売業」を主業として営んでいる企業のみ調査対象とすることを計画しているが、副業を調査対象から除外することによる結果への影響はどの程度あるのか。また、「企業全体の年間商品販売額」は、これまでと同様、「卸売業、小売業」を主業・副業にかかわらず営んでいる企業に回答を求めることとしているが、企業の収益性を把握する観点から、把握する企業の範囲を統一する必要はないか。

<変更する理由等について>

「企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価」はSNAの商業マージン額推計に用いられているが、具体的な利活用の範囲は卸売業、小売業を主業とする企業の結果に限定されていたことから、利活用の実績を踏まえた調査対象の見直しを検討した。

検討に当たっては、内閣府に現状の利活用状況を確認し以下のとおりであった。

【現状の利活用状況】

- ・ SNAのマージン額推計では、基準年マージン額（卸売・小売別）に、本調査の「年間商品販売額」の伸び率とマージン率（「年間商品販売額」と「商品売上原価」から算出）の伸び率を乗じ延長推計している。
- ・ マージン率については、「商品売上原価」が卸売・小売別となっていないことから、卸売業のマージン率を卸売マージン率、小売業のマージン率を小売マージン率と見做して用いている。
- ・ 「年間商品販売額」については、卸売、小売別に把握しているものの、マージン率に合わせ、卸売業の「年間商品販売額（卸売＋小売）」を卸売マージン額推計に用い、小売業の「年間商品販売額（卸売＋小売）」を小売マージン額推計に用いている。

上記の利活用状況を踏まえると、SNA年次推計において副業の「商品売上原価」を用いるためには、「商品売上原価」を卸売・小売別に把握する必要があるが、報告者負担の関係

からは困難であると考えている。

このため、現状の利活用状況及び追加の報告者負担の観点から、「商品売上原価」についてはその把握対象を主業が「卸売業、小売業」に限定するものと整理したもの。一方で、「年間商品販売額」については、年間商品販売額の伸び率を用いるに当たり、SNAにおいて副業結果の利活用も検討することから、引き続き副業も含めて把握する予定である。

(回答)

本調査事項は、SNA年次推計における商業マージン把握のために設定されたものであるが、同推計では「卸売業、小売業」の主業結果のみを用いているとのことであった。このことから、副業を把握対象から除外しても、SNA年次推計への影響はない。一方、年間商品販売額については、今後、SNAにおいて副業結果の利活用も検討することから、引き続き副業も含めて把握する予定である。

商品売上原価の集計値をみると、「卸売業、小売業」を主業とする企業分が約9割(2024年調査結果で91.4%)を占めていることから、副業を対象から除外することによる集計値への影響は限定的であると考えている。

なお、企業の収益性については、全産業において、付加価値額等を把握することとしている。商品販売に係る収益性については、「卸売業、小売業」以外の産業が「年間商品販売額」の実査対象企業数の約9割(2024年調査で87.6%)を占めるのに対し、これらの企業の「企業全体の売上(収入)金額」に占める「年間商品販売額」の割合は小さい(産業平均で4.1%)ことから、これらの企業における商品販売に係る収益性を把握する目的のために敢えて報告者負担を課して「商品売上原価」を把握する必要性は乏しいものと考えている。

イ 調査事項の見直し（調査票B）

（論点）

- a 追加や分割による新たな調査事項については、報告者負担を踏まえた適切なものとなっているか。
- c vの「外注費（国内）」と「外注費（国外）」の統合について、今回、産業共通事項において、「外注費」を「同業者向け」、「同業者向け以外」に分けて、回答することに加えて、外注費を国内と国外で分けて回答することについて、報告者から負担が重いといった意見はあるか。

（回答）

調査票Bは、SNA年次推計における投入構造の推計精度の向上に資することを主目的としている。今回の見直しは、報告者負担を考慮しつつ、SNA年次推計での利活用の状況及び新規ニーズに加え、第IV期基本計画の指摘（基準年調査である産業関連構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）との費用項目の整合性向上の検討）にも対応する観点から、計画したものである。今回追加を予定している費用項目により、SNA年次推計における中間投入の精度向上、基準年との比較可能性の向上が期待される。

今回追加を予定している費用項目は、一定の報告者負担を伴うものではあるが、「外注費（同業者・それ以外）」、「金融手数料」については、産業関連構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）において回答されている実績が確認されている。「外注費（同業者向け）」は協力会社への再委託、「金融手数料」はキャッシュレス決済に伴う手数料等などが該当するところ、その取引相手先は比較的少数であることが想定される。

「販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売・それ以外）」及び「委託生産費（外注加工費）」についても、同様に取引相手先が少数であると想定されることから、著しい報告者負担を伴うものではないと考えているが、これら新規費用項目が正確に回答できるよう、「記入のしかた」等においても丁寧に説明することとしたい。

なお、「外注費（国外・国外）」について、分けて回答することについての報告者の声は承知していないが、SNA年次推計での利活用上、分けて回答いただく必要がないものであり、「外注費（国外・国外）」を維持したまま、更に外注費を細分化することは、報告者負担の観点から望ましくないと考えている。

(論点)

- b 調査票Aで企業全体の事業活動ごとの売上(収入)金額を把握しているが、当該調査項目に加えて、今回、調査票Bで「企業全体の売上金額に占める、(事業内容欄に記載されている)主業の割合」を追加する必要性は何か。

(回答)

調査票Bでは、主業の費用総額の割合を把握しており、これに対応する主業の売上高の割合を把握することで、主業の付加価値率等を算出することが可能となることから、主業の売上高の割合を追加するものである。

基準年調査である産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等調査)においても主業の売上高及び費用総額を把握し、産業連関表の推計に活用されている。今回追加する「企業全体の事業別売上の割合」についても、今後SNA年次推計での利活用の検討されている。

なお、調査票Aで把握している「企業全体の事業活動、生産物の種類」ごとの売上高は、産業とは異なる概念である生産物ごとの売上高であること等から、これらから主業の売上高を算出することはできない。

ウ 調査事項の見直し（調査票C）

（論点）

a 事業所における年間商品販売額と売上高の相関関係はどのようになっているか。

（回答）

売上高については、商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高等のサマリとしており、商品販売額はその内数となる。本調査票では、卸売業、小売業を主な事業として営んでいる事業所に商品販売額の回答を求めており、該当事業所の売上高はほぼ商品販売額と同規模になる。

卸売・小売業事業所における商品販売額の売上高比率

	売上高 A (百万円)	商品販売額 B (百万円)	B/A (%)
2024年	663,486,508	624,708,324	94.2
2023年	640,908,179	602,151,525	94.0
2022年	590,419,766	551,956,399	93.5

更に、直近3年分の回答事業所の個票情報により売上高と商品販売額の相関をとったところ、いずれの場合も0.98を超える高い相関を示している。

相関の結果

	相関係数
2022年	0.9836
2023年	0.9828
2024年	0.9842

(論点)

b 追加する調査事項の「本所等の別」について、把握することについて報告者の負担は大きくないか。集計に利用しない理由はなにか。

(回答)

調査票Cに追加する「本所等の別」は、基準年である経済センサス - 活動調査等で企業から本所等とされた事業所について、プレプリント項目として「レ」チェックを印字するものであり、本所等の移転がない限り、報告者負担は発生しない。

「本所等の別」は、本所等が移転した際に、適切に事業所母集団DBの更新を行うために追加するものであることから、集計は行わない。

エ 調査事項の見直し（製造業事業所調査票）

（論点）

- a 今回、産業分類格付けのために「主な事業の内容」を調査事項として追加する予定であるが、事業所の産業格付けはこれまでどのような方法で行っていて、今回の見直しによりどのような効果があるのか。

（回答）

製造業事業所調査の産業格付方法は、製造品の品目番号により格付しており、製造品が単品の事業所については、品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で産業細分類を決定し、品目が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の大きいもので2桁番号（中分類）を決定する。次に、その決定された2桁番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）をさらに4桁番号（細分類）を決定している。

製造業事業所調査の対象事業所が製造業以外に事業転換を行った場合、製造業内での事業転換とは異なり、製造品の品目番号からの格付けが不可能となることから、回答された「主な事業の内容」を基に、転換後の産業分類を格付けし、事業所母集団DBに的確に反映できるようになる。

(3) 調査票の配布対象の見直し

ア 調査票Bの見直し

(論点)

- a SNAにおける本調査の結果の利活用状況について整理した上で、今回、どのような確認・検討を経て、一部の業種を調査対象外とする結論を得たのか。
- b これまでも調査票Bにおいては、SNAでの利活用状況を踏まえ、一部の産業について調査対象としていないが、これについて、利用者から何らかの指摘があるか。
- c 今回、調査票Bにおいて、調査対象としない産業があるものの、我が国全体の付加価値構造等を把握する上で、特段の支障はないか。

(回答)

調査票Bは、SNA年次推計における投入構造の推計精度の向上に資することを主目的としている。今回の見直しに当たっては、内閣府から現行の利活用状況及び今後の利活用の予定について確認し、他のデータソース（例、「地方公営企業年鑑」：中分類36水道業、「科学技術研究統計」：中分類71学術・開発研究機関、「今日の私学財政」：中分類81学校教育）が利用可能なことによって本調査結果の利用には及ばないとされた産業について、報告者負担軽減の観点から対象外産業と整理したものである。

また、これまでも内閣府以外から一部産業を対象としていないことについて特段の指摘はない。

なお、我が国全体の付加価値構造等は、調査票Aの「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」から把握することとしている。

イ 調査票Cの見直し

(論点)

a 調査票Cの新たな配布対象範囲はどのような考え方に基づくものか。

(回答)

経済構造実態調査では、都道府県別結果を提供する中で、結果精度に大きな影響力がある企業を対象に傘下事業所の売上高等の基本的事項の調査（調査票C）を実施している。

※調査票Cの対象となる企業については、統計センターの「企業調査支援事業」の枠組みを活用。

企業調査支援事業については、企業との関係を構築、円滑に実施する観点から可能な限り同一企業を継続的に実施することが望ましいと考えており、これまでも、結果精度に大きな影響力がある企業との継続的・長期的な関係の構築を念頭に対象範囲を設定しているが、現状の課題を踏まえて見直しを行うものである。

(課題)

- 資本金2億円未満の企業であっても1000億以上の売上がある結果精度に大きな影響力がある企業が存在
- 売上高の一時的な減少により調査票Cの対象から外れる企業が発生

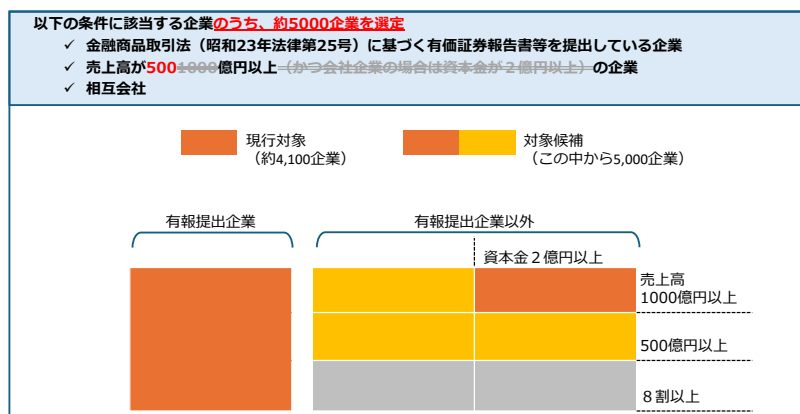
(論点)

b 調査票Cの配布対象に係る選定要件を満たす企業はすべて調査票Cの配布対象に含まれるのか。そうではない場合、約5000企業をどのような基準により選定するのか。

(回答)

今回の見直しにより選定要件を満たす企業数は、令和6年経済センサス - 基礎調査での試算では約6200企業となっている。約5000企業は、原則、売上高の上位から選定することとするが、具体的には、令和8年経済センサス - 活動調査の結果を踏まえ、これまでの対象企業の継続性を考慮しつつ、結果精度に大きな影響力がある企業を中心に選定することを考えている。

なお、企業再編等に伴う新設企業等のうち特に結果精度に大きな影響力がある企業については、各年において追加等を行う予定である。



(4) 調査方法の変更

(論点)

a 本調査におけるオンライン回答の割合はどのように推移しているか。

(回答)

経済構造実態調査が開始された2019年以降のオンライン回答の割合は以下のとおり。

2019年：31.2%

2020年：36.9%

2022年：52.2%

2023年：61.2%

2024年：85.0%

(論点)

b オンライン回答の更なる促進に向けて、どのような取組を行うのか。

c オンライン回答が困難な報告者に対し、どのような対応を行っているか。

(回答)

2027年調査以降も、引き続き、オンライン回答を推奨しつつ、紙の調査票で回答した企業に対しては、初回郵送物にオンラインID、紙調査票を同封するなど企業側の状況に配慮するとともに、電子調査票の操作性の向上などを通じ、オンライン回答率向上に取り組むたいと考えている。

(5) 調査の実施期間の変更

(論点)

a 本調査における調査票の回収実績を、期間ごとにお示しいただきたい。

(回答)

2024年調査（産業横断調査）の6月末から7月末までの回収状況は以下のとおり。

6月末時点 : 56.1%

7月20日時点 : 63.6%

7月末時点 : 66.9%

なお、最終的な回収率は88.8%となっている。

(論点)

b これまで、報告者が6月の調査票の回収期限までに回答できなかった要因は何か。回収期限を7月中旬とすることで、これらの要因は軽減されるのか。

c 調査票の回収期限を後ろ倒しにすることに伴い、調査結果の公表期日に影響することはないか。どのように公表までのプロセスを進めることを計画しているのか。

(回答)

これまで6月末の回収期限までに回答がなかった企業の事情は様々であると想定される。ところ、「6月下旬までは繁忙期のため、7月に回答させてほしい」との連絡を例年受ける企業も一定数存在している。

そのため、回収期限を経済センサス - 活動調査同様7月中旬とすることにより、こうした事情を抱える企業における繁忙期を回避し、確実な回答の確保に資するものと考えている。

なお公表スケジュールは、調査実施から約9か月後となる一次公表（翌年3月末まで）が最も早い。提出された回答から順次審査・集計プロセスに取り込むことにしていること等から、回答期限が2、3週間程度後ろ倒しとなっても、公表スケジュールには影響はない。

(6) 集計事項及び推計方法の変更

(論点)

a 「事業所・企業照会」の対象、頻度、及び把握事項はどのようになっているか。

(回答)

「事業所・企業照会」の対象、頻度は、以下のとおり。

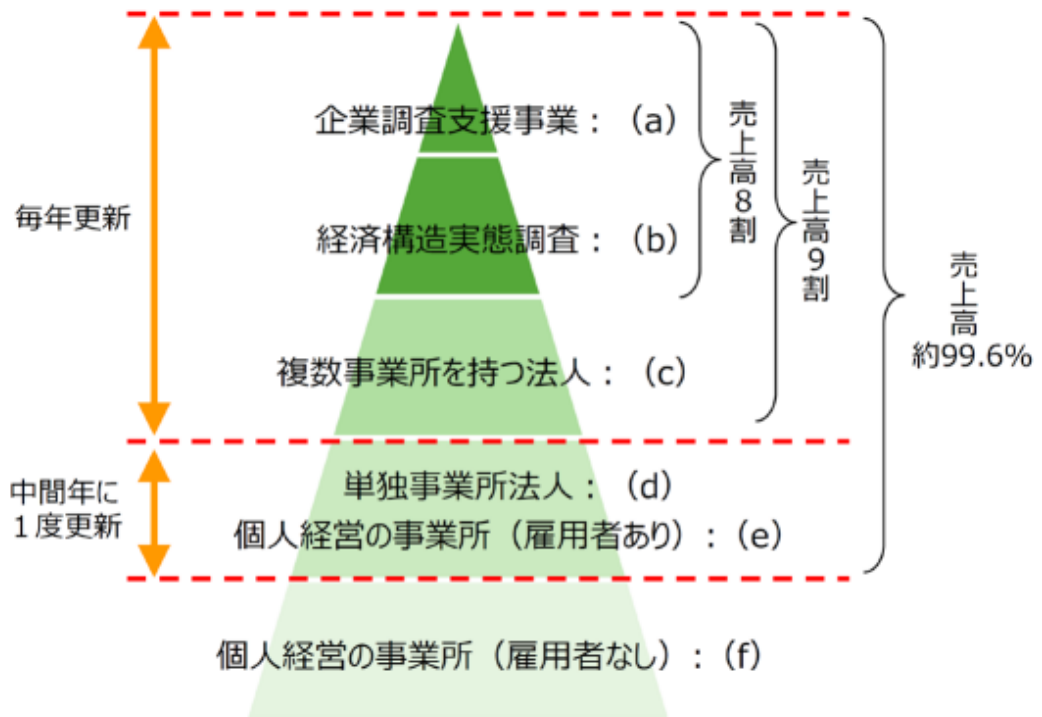
対象：法人企業のうち複数事業所企業及びその傘下事業所（経済構造実態調査の調査対象企業については傘下事業所のみ）

頻度：毎年、6月1日を期日として実施（経済センサス-活動調査及び基礎調査実施年を除く）

経済構造実態調査の対象は次頁の図の(a)及び(b)であり、事業所・企業照会の対象は(c)、(b')及び(c')である。なお、中間年のうち、経済センサス-基礎調査実施年は、(c)、(b')及び(c')への事業所・企業照会は実施せず、経済センサス-基礎調査として調査を実施。

また、把握事項は、名称、所在地、経営組織、資本金、主な事業の内容、売上高、従業者数等としている。

<経済構造統計の関係概要>



<経済構造実態調査と事業所・企業照会の関係>

		法人企業		
		複数事業所を持つ企業		単独事業所企業
		企業	事業所	
売上高上位8割	企業調査支援事業	経済構造実態調査 (a)		
	企業調査支援事業以外	経済構造実態調査 (b)	事業所・企業照会 (b')	経済構造実態調査 (b)
売上高下位2割	企業調査支援事業以外	事業所・企業照会 (c)	事業所・企業照会 (c')	

- : 毎年実施
- : 毎年実施（経済センサス - 基礎調査年は、基礎調査として実施）
- : 中間年に一度経済センサス - 基礎調査を実施

【企業売上について】
 (a) + (b) : 売上高8割
 (a) + (b) + (c) : 売上高9割

(論点)

b 「事業所・企業照会」の結果を集計にどのように活用するのか。

(回答)

経済構造実態調査産業横断調査では、産業ごとに売上高上位8割に含まれる企業を調査対象とし、それ以外の非調査対象の企業については、調査対象企業の回答データを用いて個票単位で推計値を作成し、法人企業全体を集計している。

現在推計値となっている非調査対象の企業及び事業所のうち、「事業所・企業照会」で回答が得られたものについては、個票単位で「事業所・企業照会」の実測値に置き換えた上で集計する予定である。

また、「事業所・企業照会」を経済構造実態調査の集計に反映することにより、事業所集計の精度向上が期待できることを踏まえ、より広範なニーズに対応する観点から、事業所の産業別事業所数、売上高の結果表を現行の産業大分類別から細分化する予定である。

産業大分類	細分化する予定の分類
I 卸売業、小売業	I1 卸売業
	I2 小売業
K 不動産業、物品賃貸業	K1 不動産業
	K2 物品賃貸業
M 宿泊業、飲食サービス業	M1 宿泊業
	M2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

2. 本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申（令和5年6月16日付け統計委第7号）
における「今後の課題」への対応状況について

（論点）

特になし

3. 本調査に関する第IV期基本計画への対応状況

（論点）

特になし

以上